

バイオディーゼル燃料と軽油引取税制度

埼玉県

(製造者・消費者用)

バイオディーゼル燃料とは

現在のところ厳密に化学的な定義はなく、一般的に、廃食用油、パーム油等の油脂を化学処理(メチルエステル化)して製造し、ディーゼル自動車用燃料等として使用するものを指している。

バイオディーゼル燃料(以下「バイオ燃料」という)を、軽油などの石油製品と一切混和せず製造・消費する場合には、地方税法の対象外となり、地方税法上必要な手続きや軽油引取税の課税はありません。

しかしながら、バイオ燃料を軽油等の石油製品と混和する場合や混和された燃料を消費する場合には、原則として混和又は消費の10日前までに知事の承認を受ける必要があり、承認を受けた上で消費した日の翌月末までに申告書を提出して、軽油引取税を納税する必要があります。(詳細については裏面を参照してください。)

知事の承認が必要な『製造(混和)』『消費(使用)』を、事前に知事の承認を受けずに行うと違法行為(地方税法違反)となります。

次のような場合にも、バイオ燃料と石油製品が混和されます。

- 1 軽油を燃料としていた車両に、最初にバイオ燃料を給油する場合。
- 2 バイオ燃料100%を燃料としている車両が遠隔地に出かけた際に、軽油を給油する場合。
- 3 バイオ燃料100%に石油製品添加剤を入れる場合。 など

バイオ燃料の取扱いには注意してください！






©埼玉県2005

**バイオ燃料を取り扱う場合には
石油製品との混和の有無に関わらず
必ず下表の県税事務所へご連絡ください。**

担当事務所	管轄区域	所在地	電話番号
総務部税務課 間税担当	全県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2659
大宮県税事務所 軽油引取税担当	さいたま市(岩槻区を除く。)、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、北本市、北足立郡	〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-124	048-641-5441
川越県税事務所 軽油引取税担当	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡、比企郡	〒350-1124 川越市新宿町1-1-1	049-242-3464
熊谷県税事務所 軽油引取税担当	熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、秩父郡、児玉郡、大里郡	〒360-8501 熊谷市末広3-9-1	048-523-2804
春日部県税事務所 軽油引取税担当	さいたま市の内岩槻区、行田市、加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡	〒344-8555 春日部市大沼1-76	048-737-2228



バイオディーゼル燃料と軽油引取税の制度(必要な手続きと課税)

			製造(混和)	(製造(混和)した(された)燃料を)消費	
 バイオ燃料 100%	非炭化水素油 (他の石油製品と混和しないことが前提)	手続き	制度の対象外 (手続きは必要ありません)	制度の対象外 (手続きは必要ありません)	
		課税	制度の対象外 (課税されません)	制度の対象外 (課税されません)	
 バイオ燃料 +  石油製品 (混和)	(地方税法上の)軽油規格に該当する場合	手続き	製造の承認が必要です (法第700条の22の2第1項) 製造を行う10日前までに申請 罰則規定あり(5年以下の懲役 若しくは500万円以下の罰金)	手続きの必要はありません (製造段階での承認が必要です)	
		課税	/	の燃自動車 用途料	課税されません(注1) (法第700条の3第5項)
	その元売・特約 他のの業者 用途			課税されません(注1) (法第700条の4第1項)	
		(地方税法上の)軽油規格に該当しない場合	手続き	/	自動車燃料の 用途
課税			燃自動車 用途の		課税されません(注3) (法第700条の3第5項)
				その他 用途	制度の対象外 (手続きは必要ありません)
				用他そ 途のの	制度の対象外 (課税されません)

(注1) 既に軽油引取税が課された数量については課税されません。

(注2) 他者が混和した燃料を購入して消費する場合で、販売者が販売の際に譲渡についての承認を受けている燃料については、消費の承認は必要ありません。

(注3) 既に軽油引取税が課された数量については課税されません。
(適正に譲渡又は消費の承認を受けた燃料に限ります)

バイオディーゼル燃料と軽油引取税制度

埼玉県

(製造者・販売者用)

バイオディーゼル燃料とは

現在のところ厳密に化学的な定義はなく、一般的に、廃食用油、パーム油等の油脂を化学処理(メチルエステル化)して製造し、ディーゼル自動車用燃料等として使用するものを指している。

バイオディーゼル燃料(以下「バイオ燃料」という)を、軽油などの石油製品と一切混和せず製造・販売する場合には、地方税法の対象外となり、地方税法上必要な手続きや軽油引取税の課税はありません。

しかしながら、バイオ燃料を軽油等の石油製品と混和する場合や混和された燃料を譲渡する場合には、原則として混和又は譲渡の10日前までに知事の承認を受ける必要があり、承認を受けた上で譲渡した日の翌月末までに申告書を提出して、軽油引取税を納税する必要があります。(詳細については裏面を参照してください。)

知事の承認が必要な『製造(混和)』『譲渡』を、事前に知事の承認を受けずに行うと違法行為(地方税法違反)となります。

バイオ燃料を製造・購入した段階では石油製品と一切混和されていなくても、移送・保管・運搬の状況などによって、石油製品と混ざることがあります。この場合、前述のとおり、事前の承認と軽油引取税の納付が必要となります。

バイオ燃料の取扱いには注意してください！







©埼玉県2005

**バイオ燃料を取り扱う場合には
石油製品との混和の有無に関わらず
必ず下表の県税事務所へご連絡ください。**

担当事務所	管轄区域	所在地	電話番号
総務部 税務課 間 税 担 当	全県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2659
大宮県税事務所 軽油引取税担当	さいたま市(岩槻区を除く。)、川口市、鴻巣市、上尾市、 蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、北本市、北足立郡	〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-124	048-641-5441
川越県税事務所 軽油引取税担当	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡、比企郡	〒350-1124 川越市新宿町1-1-1	049-242-3464
熊谷県税事務所 軽油引取税担当	熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、秩父郡、児玉郡、 大里郡	〒360-8501 熊谷市末広3-9-1	048-523-2804
春日部県税事務所 軽油引取税担当	さいたま市の内岩槻区、行田市、加須市、春日部市、 羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、 蓮田市、幸手市、吉川市、北埼玉郡、南埼玉郡、 北葛飾郡	〒344-8555 春日部市大沼1-76	048-737-2228



バイオディーゼル燃料と軽油引取税の制度(必要な手続きと課税)

		製造(混和)		(製造(混和)した(された)燃料を)譲渡		
 バイオ燃料 100%	非炭化水素油 (他の石油製品と混和しないことが前提)	手続き	制度の対象外 (手続きは必要ありません)	制度の対象外 (手続きは必要ありません)		
		課税	制度の対象外 (課税されません)	制度の対象外 (課税されません)		
 バイオ燃料 +  石油製品 (混和)	(地方税法上の)軽油規格に該当する場合	手続き	製造の承認が必要です (法第700条の22の2第1項) 製造を行う10日前までに申請 罰則規定あり(5年以下の懲役 若しくは500万円以下の罰金)	手続きの必要はありません (製造段階での承認が必要です)		
		課税	/	自動車燃料の用途 <small>元売・特約その他の業者</small>	課税されません(注1) (法第700条の4第1項)	
				その他の用途 <small>元売・特約その他の業者</small>	課税されません(注1) (法第700条の3第1項)	
 石油製品 (混和)	(地方税法上の)軽油規格に該当しない場合	手続き	/	自動車燃料の用途 <small>元売・特約その他の業者</small>	譲渡の承認が必要です (法第700条の22の2第1項) 譲渡を行う10日前までに申請 罰則規定あり(1年以下の懲役 若しくは50万円以下の罰金)	
		課税	/	自動車燃料の用途 <small>元売・特約その他の業者</small>	制度の対象外 (手続きは必要ありません)	
				その他の用途 <small>元売・特約その他の業者</small>	課税されません(注2) (法第700条の3第3項)	
				その他の用途 <small>元売・特約その他の業者</small>	課税されません(注2) (法第700条の3第4項)	
				その他の用途 <small>元売・特約その他の業者</small>	制度の対象外 (課税されません)	

(注1) 既に軽油引取税が課された数量については課税されません。

(注2) 既に軽油引取税が課された数量については課税されません。
(適正に譲渡の承認を受けた燃料に限ります)